

都市計画法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市高速鉄道事業及び道路事業の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成20年1月22日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市高速鉄道事業

阪急電鉄京都線

(2) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

3・3・128号 久世北茶屋線

3・5・116号 山陰街道

8・7・15号 阪急西側道

2 事業地

(1) 収用の部分

平成19年2月2日付け京都府告示第49号の事業地のうち京都市西京区川島滑樋町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

3 事業施行期間

平成19年2月2日から平成28年3月31日まで

4 図書の縦覧場所

京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地

京都御池第一生命ビルディング3階

京都市建設局事業推進室

(建設局事業推進室)